



議案第百二号

職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年十二月二十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾叁年拾壹月廿日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の休日及び休暇に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 職員の休暇は、次に掲げるとおりとする。

- 一 年次休暇
- 二 病氣休暇
- 三 特別休暇
- 四 年末年始の休暇

第四条中「二十日」を「年次休暇の繰越しを含め四十日」に改める。

第七条の見出しを「（年末年始の休暇）」に改め、同条を次のように改める。

第七条 十二月三十一日及び一月二日から同月五日までの日は、年末年始の有給休暇とする。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第八条を削る改正規定は、昭和四十三年十二月十四日から適用する。